

資料C

【規約（会則）見本】

文京区男女平等参画研究会規約

1 名称

この団体は、文京区男女平等参画研究会（以下「本会」という。）という。

2 目的

本会は、文京区における男女平等参画社会の実現に向けて、意識改革及び社会制度のあり方について、幅広く研究することを目的とする。

3 事業

本会は、目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) ジェンダー・フリー意識の浸透にかかわる調査及び研究
- (2) 男女平等参画社会の実現に向けた制度改革にかかわる調査及び研究
- (3) 文京区男女平等センター等での企画・イベント等への参加
- (4) 類似の目的又は活動を行っている団体との交流

4 会員

本会に入会できるものは、本会の目的に賛同するものとし、会員の推薦を必要とする。

5 役員

- (1) 本会には、会の運営のため、次の役員を置く。
 - ア 会長 1名 会を代表する。
 - イ 副会長 2名 会長を補佐する。
 - ウ 会計 若干名 会の経理を担当する。
- (2) 役員は、会員の中から互選し、任期は2年とする。

6 会議

- (1) 本会は、毎年1回5月に総会を開催する。
- (2) 総会は、会長が召集し、会員全員により構成する。
- (3) 総会は、年間活動計画及び報告、予算及び決算、規約の改正及びその他重要事項を審議し議決する。
- (4) 本会は、必要に応じ他の会議をもつ。

7 会計及び会費

- (1) 本会の経費は会費その他の収入をもってあてる。
- (2) 本会の会費は、一人1月500円とする。なお、事業等の経費は、別に徴収する。
- (3) 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

※ この規約は、平成26年4月1日から施行する。